

産前産後休業に係る
標準報酬定時決定保険者算定申出書

組合員氏名	公立 花子				組合員等記号番号 (公立三重)	9	9	1	2	3	4	5	6
組合員生年月日	年号	年	月	日	職員番号	1	2	3	4	5	6		
	平成	5	5	5									
所属所名	共済小学校				所属所コード	5	6	7	8	9	0		
産前産後休業の期間													
休業開始日は、出産日以前42日目（出産日が予定日後であるときは、予定日以前42日目）（多胎妊娠の場合は98日目）を、休業終了日には出産日後56日目を記入。					開始日	令和	4	年	4	月	30	日	
					終了日	令和	4	年	8	月	5	日	
出産予定日	令和	4	年	6	月	15	日	出産予定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 単胎	・ <input type="checkbox"/> 多胎			
出 産 日	令和	4	年	6	月	10	日	出 産 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 単胎	・ <input type="checkbox"/> 多胎			
<p>4月から6月までの間において、地方公務員等共済組合法第43条第14項に規定する産前産後休業を取得することから、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額（以下「年平均額」という。）により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合三重支部長 様 令和 4 年 6 月 10 日</p> <p style="text-align: center;">〒 514 - 8570</p> <p style="text-align: center;">住 所 三重県津市広明町XX-X</p> <p style="text-align: center;">氏 名 公立 花子</p>													

【申請にあたっての注意事項】

- この申出書は、定時決定にあたり、①「4、5、6月の報酬の月平均」により算出した標準報酬の等級が、②「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額の平均」により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合に申し出ることができません。
- 定時決定にあたり、上記②で決定することを希望する場合は、この申出書を必ずご提出ください。
- 標準報酬の月額は、掛金（保険料）や各事業の給付の額を算定する際の基準となるものです。この申出書を提出することにより、それらに影響を及ぼすことにご留意ください。
- 次に該当する場合は、この保険者算定の対象とはなりません。
 - 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
 - 雇用保険法の適用対象となる場合